

## 保護者様

学校感染症は法律で規定されていて、医師により感染症と診断された場合は出席停止扱いになります。医師より登校許可ができるまでは登校を控え、ご家庭にて療養されますようお願いいたします。

なお、登校する際には、下記の「学校感染症罹患届」に保護者の方が記入し、学級担任までご提出ください。

### 学校感染症 罹患届

年 組 番 生徒名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

#### 1. 感染症名に○印をつけてください

分類	学校感染症名	出席停止期間の基準
2類	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
2類	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
2類	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
2類	風疹	発疹が消失するまで
2類	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
2類	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
2類	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
2類	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
3類	腸管出血性大腸菌感染症	
3類	流行性角結膜炎	
3類	急性出血性結膜炎	
3類	その他の感染症 ( )	条件により出席停止となる感染症 例：溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎等
2類	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
5類	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽減した後1日を経過するまで

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については保護者より連絡いただいた上で担任が作成いたします。

2. 発症日 令和 年 月 日 ( ) 【発熱等の症状が出始めた日】

3. 受診病院名 【 】

受診日 令和 年 月 日 ( )

4. 欠席期間 早退 令和 年 月 日 ( ) \_\_\_\_\_限より早退

欠席 令和 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )

5. 裏面に薬剤情報提供書、検査結果、領収書等のいずれかの写しを添付してください

薬剤情報提供書、検査結果、領収書等のいずれかの写しを添付してください

※インフルエンザ・新型コロナウィルスは書類の添付は不要です。それ以外の感染症は必要です

.....

#### 学校記入欄

届出を受け、学校保健安全法第19条により下記の通り出席停止の措置をとります

#### 担任記入欄 出席停止期間

令和 年 月 日 ( ) 【 】 時間目 ~ 年 月 日 ( )

#### 【例 インフルエンザの場合】

※インフルエンザ様症状が始まった日（受診日ではなく）

※発症した後、5日を経過し、かつ

※発熱がなくとも咳・のどの痛みなどがある場合を含む

解熱した後2日を経過するまで

※発症日は主治医に確認してもらってください

保健室の受取日

年 月 日